

令和5年10月24日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

秋田県地方独立行政法人評価委員会  
委員長 倉林 徹

## 意見書

公立大学法人秋田県立大学の中期目標期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第79条の2第2項の規定に基づく秋田県地方独立行政法人評価委員会の意見は次のとおりである。

地方独立行政法人法第79条の2第1項に規定する中期目標の期間の終了時における検討については、適当と認める。